

こ 成 事 第 4 2 6 号
令 和 5 年 8 月 2 2 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
市 区 町 村 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて

標記の交付金の交付については、令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和5年4月1日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	① 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ② 衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 ③ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化等改修工事（ただし、障害児入所施設に限る。）
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備

(7) 特殊附帯工事	既存施設について令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金実施要綱（特殊附帯工事費に係るもの）」（以下「特殊附帯工事費交付金実施要綱」という。）2により建物に固定して一体的に整備する工事
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備 ④ 緊急災害時用の給水設備の整備
(9) 障害児通所支援施設等改修整備	障害児通所支援事業等を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、障害児通所支援事業等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 1 施設とは、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設をいう。

ただし、1の(1)の②の事業は児童福祉施設等、1の(4)の②の事業については、入所施設とする。

2 一定年数は、おおむね10年とする。

2 交付金の対象基準

- (1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額に交付要綱別表1－4に定める国の負担割合を乗じ、1,000で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上（ただし、1の(7)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内）のものであり、かつ、1施設の対象経費の実支出額が1,000万円以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。）。

施設延面積(こども家庭庁長官が必要と認めた面積)×2点

(児童厚生施設については、施設延面積に4／3点乗じて算出

(小数点以下切捨て))

ただし、上記によらず、1の(1)②及び1の(3)の事業については、対象経費の実支出額が300万円以上、1(4)③の事業については実支出額が100万円以上、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては対象経費の実支出額が100万円以上、保育所・通所(利用)施設にあっては30万円以上、1の(8)の事業については、対象経費の実支出額が500万円以上のものとし、1の(9)の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。

なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その対象経費の実支出額が500万円以上のものとする。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

3 交付基準

次のいずれかで最も低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
- (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方を見積り